

写し

許可番号第04712054642号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 沖縄県うるま市字州崎8番地2
氏名 拓南商事株式会社 代表取締役 川上 哲史
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

沖縄県知事 玉城 康裕



許可の年月日 令和 5年(2023年) 6月17日
許可の有効年月日 令和 10年(2028年) 6月16日

1. 事業の範囲

種類	取扱	石綿	水銀	種類	取扱	石綿	水銀
燃え殻	○	—	—	動物系固形不要物	—	—	—
汚泥	—	—	—	ゴムくず*	○	—	—
廃油	○	—	—	金属くず*	○	—	—
廃酸	○	—	—	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○	—	—
廃アルカリ	○	—	—	鋳さい	○	—	—
廃プラスチック類	○	—	—	がれき類	○	—	—
紙くず	○	—	—	動物のふん尿	—	—	—
木くず	○	—	—	動物の死体	—	—	—
繊維くず*	○	—	—	ばいじん	○	—	—
動植物性残さ	—	—	—	産業廃棄物の処理物(第13号廃棄物)	—	—	—

これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を含み特別管理産業廃棄物を除く。積替え保管を含む。

「取扱」欄の「○」は取扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。
「石綿」欄の「○」は石綿含有産業廃棄物が含まれること、「—」は石綿含有産業廃棄物が含まれないことを示す。
「水銀」欄の「○」は水銀含有ばいじん等が含まれること、「—」は水銀含有ばいじん等が含まれないことを示す。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
積み替え保管は裏面一覧のとおり

3. 許可の条件

- 積み替え保管は裏面一覧の方法により行うこと。
- 当該収集運搬業に起因した環境に関する苦情等の申し入れがあった場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を講ずること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年6月17日 新規許可
令和5年6月17日 更新許可

5. 那覇市における積替え許可の有無 有 ・ (無)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)

事務所の所在地：沖縄県うるま市字州崎8番地2

事業場の所在地：沖縄県うるま市字州崎8番2

(裏面)

積替え保管の所在地：沖縄県うるま市字州崎8番地2

産業廃棄物の種類	保管面積	積み上げる高さ	保管容量	保管方法
廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず	14m ³	2 m	28m ³	コンテナ保管